

○少年警察活動に関する訓令

(平成 14 年 12 月 27 日静岡県警察本部訓令第 25 号)

目次

第 1 章 総則

第 1 節 通則(第 1 条—第 6 条)

第 2 節 幹部等の職務(第 7 条—第 15 条)

第 3 節 早期発見及び報告(第 16 条・第 17 条)

第 2 章 一般的活動

第 1 節 街頭補導(第 18 条・第 19 条)

第 2 節 少年相談(第 20 条・第 21 条)

第 3 節 継続補導(第 22 条—第 24 条)

第 4 節 少年の社会参加活動等(第 25 条・第 26 条)

第 5 節 情報発信(第 27 条—第 29 条)

第 6 節 有害環境の排除(第 30 条・第 31 条)

第 3 章 非行少年等についての活動

第 1 節 非行少年に関する通則(第 32 条—第 40 条)

第 2 節 犯罪少年事件の捜査(第 41 条—第 49 条)

第 3 節 触法調査(第 50 条—第 68 条)

第 4 節 ぐ犯調査(第 69 条—第 77 条)

第 5 節 不良行為少年の補導(第 78 条・第 79 条)

第 4 章 少年の保護のための活動

第 1 節 被害少年に係る活動(第 80 条—第 82 条)

第 2 節 福祉犯に係る活動(第 83 条・第 84 条)

第 3 節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動(第 85 条—第 89 条)

第 5 章 記録(第 90 条—第 92 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 節 通則

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し、その手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）、少年法（昭和 23 年法律第 168 号）、刑事訴訟法（昭和

23 年法律第 131 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)、犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号)、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「活動規則」という。)、少年法第 6 条の 2 第 3 項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成 19 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)、静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(昭和 36 年県条例第 55 号)その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」又は「保護者」とは、それぞれ活動規則第 2 条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年又は保護者をいう。

(少年警察補導員)

第 3 条 県本部人身安全少年課(以下「人身安全少年課」という。)に、少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(活動規則第 8 条第 2 項(同条第 5 項(活動規則第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合並びに活動規則第 13 条第 3 項及び第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、少年警察補導員を置くものとする。

2 少年警察補導員は、前項に規定する少年警察活動に必要な知識及び技能を有する警察行政職員のうちから、本部長が命ずる。

(静岡県警察少年サポートセンター)

第 4 条 静岡県警察少年サポートセンター(以下「少年サポートセンター」という。)には、少年警察補導員並びに前条第 1 項に規定する少年警察活動に必要な知識及び技能を有する警察官(以下「少年警察補導員等」という。)を配置し、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援その他の専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動を行わせるものとする。

(少年警察活動の基本)

第 5 条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

(1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立ち直りに資するよう配意すること。

(2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。

- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関、ボランティア等との連携)

第6条 少年警察活動は、県、市町、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

- 2 少年警察活動は、少年指導委員、少年警察協助手員、児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

第2節 幹部等の職務

(人身安全少年課長等の職務)

第7条 県本部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）及び署長は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材・施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

- 2 人身安全少年課長及び署長は、少年警察部門（人身安全少年課及び署の少年担当係をいう。以下同じ。）とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。
- 3 人身安全少年課長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

(所属長の職務)

第8条 所属長は、所属職員が行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次の事項について自ら行うものとする。ただし、本部長又は生活安全部長若しくは交通部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は生活安全部長若しくは交通部長が定めたものを除く。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し及び面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。

- (4) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。
 - (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
 - (6) 継続補導の要否を決定すること。
 - (7) 被害少年の継続的な支援の要否を決定すること。
 - (8) その他所属長が特に必要と認めること。
- 2 所属長は、触法少年、ぐ犯少年又は要保護少年を発見した場合において、当該所属において処理することが適当でないと思われるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに少年を発見した場所又は少年の居住地を管轄する署その他適当と認める署に、移送又は引継ぎをしなければならない。この場合において、触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）及びぐ犯少年事件（ぐ犯少年に係る事件をいう。以下同じ。）にあつては事件引継書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁様式訓令」という。）別記様式第38号の事件引継書をいう。）を、要保護少年にあつては要保護少年事案引継書（様式第1号）を作成して引き継ぐものとする。
- 3 署長は、本部要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。以下同じ。）に該当すると判断し、県本部の事件主管課長を通じて本部長に報告するときは、併せて人身安全少年課長に連絡するものとする。
- （署の各級幹部の職務）

第9条 少年警察活動を行う所属における当該少年警察活動について責任のある各級幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は署長が定めたものを除く。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 第8条第1項第2号に規定する呼出し及び面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

（少年事件指導官）

第10条 人身安全少年課に少年事件指導官を置き、少年犯罪の捜査及び調査に関する事務を担当する管理官をもって充てる。

- 2 少年事件指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち本部要指導事件であるもの及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであつて、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行う事件について、少年の特性に配慮しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に

対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導等を行うこと。

- (2) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件又は本部長、生活安全部長若しくは交通部長が指揮する事件及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行う事件について、県本部の事件主管課又は事件主管部門の管理官等、指導担当補佐等（以下「各部管理官等」という。）と密接な連絡を取り、前号と同様の指導等が的確に行われるように配慮すること。
 - (3) 本部長指揮事件のうち少年が関係する事件について、各部管理官等と密接な連絡を取るとともに、捜査主任官、調査主任官等の要請などに応じ、事件検討会等に参画すること。
 - (4) 署の少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、集合教養、巡回指導等を通じ、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等が行われるよう必要な指導及び教養を行うこと。
- (少年事件選別主任者)

第 11 条 少年事件捜査及び少年の処遇の適正を図るため、県本部及び署に次に掲げる少年事件選別主任者を置くものとする。

- (1) 県本部の少年事件選別主任者は、前条第 1 項の管理官をもって充てる。
- (2) 署長は、署の少年事件選別主任者として、生活安全（刑事生活安全）課長を指名する。

2 人身安全少年課長及び署長は、次に掲げる事項に関して、少年の心理、生理その他の特性に鑑み配慮すべき事項等について、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、第 1 号又は第 2 号に規定する事項のうち、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和 46 年警察庁訓令第 16 号）第 2 条第 2 号に規定する罪をいう。）又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）に規定する罪、交通事故に係る刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪若しくは静岡県暴走族等の根絶に関する条例（平成 14 年県条例第 68 号）に規定する罪（以下これらを「交通法令違反等」という。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められる場合を除き、少年事件選別主任者の意見を聴くことを省略することができる。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置についての選別及び処遇意見の決定
 - (2) 犯罪少年又は触法少年であると疑うに足りる相当な理由のある者に関する少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、取調べ、身柄措置その他事件の処理方針
 - (3) 任意の少年被疑者の指紋若しくは掌紋の採取又は写真の撮影
- (少年事件選別補助者)

第 12 条 少年事件選別主任者を補助させるため、県本部及び署に次に掲げる少年事件選別補助者を置くものとする。

(1) 県本部の少年事件選別補助者は、人身安全少年課の少年事件指導を担当する警部をもって充てる。

(2) 署長は、署の少年事件選別補助者を生活安全（刑事生活安全）課の警部補又は巡査部長の中から指名する。

2 署長は、前項の規定により少年事件選別補助者を指名したときは、人身安全少年課長に連絡するものとする。

(少年事件処理担当者)

第 13 条 署長は、第 32 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に規定する少年事件を処理させるため、捜査を担当する課の警察官の中から少年事件を処理するのにふさわしい者を少年事件処理担当者に指名するものとする。

2 2 人以上の少年事件処理担当者を指名するときは、巡査部長以上の階級にある者を含めて指名するものとする。ただし、刑事第一課及び刑事第二課を設置している署においては、各課ごとに指名するものとする。

3 署長は、前 2 項の規定により少年事件処理担当者を指名したときは、人身安全少年課長に連絡するものとする。

(本部長等の指揮する事件)

第 14 条 署長は、少年犯罪の捜査を行うに当たり、中学生（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在学している少年をいう。）に係る事件について、当該中学生の身柄を拘束しようとするときは、次に掲げる事項を本部長に報告し、本部長の指揮を受けなければならない。

(1) 被疑者の本籍、住居、在学する学校、学年、氏名、生年月日及び年齢

(2) 事件の概要

(3) 身体の拘束を必要とする理由

(4) 非行の前歴その他処分の状況

(5) 保護者の監護能力の有無

(6) 家庭、学校、職場、近隣等の状況

(7) 性格及び行状

(8) その他参考事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、生活安全部長（交通法令違反等に係る事件にあつては、交通部長）が、本部長に代わって指揮することができる。

(1) 既に捜査方針等捜査の中心となる事項についての指揮が行われている場合

(2) 証拠資料が存在するなど立証上の問題が生じるおそれのない事件で、かつ、保護者の監護能力、当該少年の要保護性、再非行の危険性等から身柄を拘束する必要が明白な場合

(生活安全部長等に報告する事件)

第15条 署長は、次に掲げる事件を処理しようとするときは、生活安全部長（第1号において、交通法令違反等に係る事件にあつては、交通部長）に報告しなければならない。

(1) 高校生（学校教育法第1条に規定する高等学校（全日制の課程に限る。）、中等教育学校（後期課程に限る。）若しくは特別支援学校（高等部に限る。）に在学している少年又は同条に規定する高等学校（定時制の課程及び通信制の課程に限る。）に在学している少年のうち、特に署長が必要と認めるものをいう。）に係る事件で、当該高校生の身柄を拘束しようとするとき。

(2) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（幼稚部を除く。）に在学している少年に係る校内又は授業中において発生した事件で、学校関係者による教育的措置との連携に特に配慮する必要があるとき。

(3) 触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）に係る捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求を行おうとするとき。

(4) その他社会的反響を呼び、又は少年警察運営上必要であると認められるとき。

第3節 早期発見及び報告

(早期発見)

第16条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。

(報告)

第17条 職員は、非行少年、第81条に規定する支援を要すると認められる被害少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年若しくは児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、次により所属長に速やかに報告するものとする。

(1) 犯罪少年にあつては、捜査報告書等犯罪捜査に関する規定による所要の書類

(2) 触法少年にあつては、触法少年発見調査報告書（様式第3号）

(3) ぐ犯少年にあつては、ぐ犯少年発見調査報告書（様式第4号）

(4) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童にあつては、要保護少年等発見調査報告書（様式第5号）

- (5) 被害少年にあつては、生活安全部長が別に定める様式
 - (6) その他必要と認められる書類
- 2 県本部の所属長（人身安全少年課長を除く。）が前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全少年課長に速やかに連絡するものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

（街頭補導の効果的実施）

- 第18条 街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点とし、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、班を編成して行う等効果的に実施するように努めるものとする。
- 2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者と協力して行うように配慮するものとする。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上げられるようにするものとする。

（街頭補導実施上の留意事項）

- 第19条 街頭補導に当たっては、警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにするものとする。
- 2 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮するものとする。
- 3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

第2節 少年相談

（少年相談の取扱い）

- 第20条 少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。
- 2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門に属する職員に引き継ぐものとする。ただし、当該少年相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年警察部門に属する職員に連絡した上、自ら当該少年相談を処理することができる。
- 3 前項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

（少年相談実施上の留意事項）

第 21 条 少年相談は、原則として、少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐ等相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第 3 節 継続補導

(継続補導の対象)

第 22 条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意（当該少年（第 1 号又は第 4 号に掲げる少年に限る。）が特定少年である場合にあっては、本人の同意）を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

(1) 少年相談に係る少年

(2) 触法少年であって少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により送致すべき者又は要保護児童（児童福祉法第 25 条第 1 項の規定により通告すべき者をいう。以下同じ。）のいずれにも該当しないもの

(3) 低年齢少年たるぐ犯少年であって要保護児童に該当しないもの

(4) 不良行為少年

2 前項に規定する補導については、その対象となる少年について、次の事項に留意するものとする。

(1) 犯罪少年及び 14 歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査又は調査を行い、関係機関に送致され、又は通告された後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象とはならない。

(2) 前号の規定は、捜査又は調査と並行して、本人若しくはその保護者への助言又は学校等への連絡等の必要な措置をとることを妨げるものではない。

(継続補導の取扱い)

第 23 条 署長は、署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めるときは、人身安全少年課長に連絡するものとする。

2 人身安全少年課長は、前項の規定による連絡を受けた場合において、継続補導を実施する必要があると認めるときは、生活安全部長が別に定める要領により、少年警察補導員等に継続補導を実施させるものとする。

(学校関係者等との協力)

第 24 条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意（対象となる少年が特定少年である場合にあっては、本人の同意）を得た上で、学校関係者その他

の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

第4節 少年の社会参加活動等

(関係機関等との協力等)

第25条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の醸成に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、必要に応じて、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

(実施上の留意事項)

第26条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び職員の能力

第5節 情報発信

(情報発信)

第27条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第28条 少年警察活動については、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第29条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第 30 条 人身安全少年課長及び署長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、玩具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」という。）があることを知った場合においては、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置をとるよう連絡する等少年に有害な影響の排除のため適切な措置をとるものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第 31 条 人身安全少年課長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第 3 章 非行少年等についての活動

第 1 節 非行少年に関する通則

(捜査又は調査を行う部門)

第 32 条 本部長又は署長は、犯罪少年事件の捜査、触法調査及びぐ犯調査（ぐ犯事件の調査をいう。以下同じ。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査又は調査については、この限りでない。

- (1) 16 歳以上の犯罪少年の事件
- (2) 20 歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (3) 少年法第 20 条第 2 項又は第 62 条第 2 項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
- (4) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期 2 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
- (5) 事件の内容が複雑かつ重要な事件であり、少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (6) 交通法令違反等に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に属する警察官に捜査又は調査をさせることが適切であると認める犯罪少年事件又は触法少年事件

2 人身安全少年課長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査及び調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、捜査又は調査の経過について少年事件選別主任者に常に把握させるものとする。また、必要があると認めるときは、少年警察部門に属する警察官

に少年に対する面接を行わせることについても配慮するほか、必要な支援を行わせるものとする。

- 3 署長は、迅速、適正な少年事件捜査を推進するため、捜査体制、捜査の困難性等に配慮して、所属職員を適切に運用し、捜査に当たらせるものとする。

(捜査又は調査に伴う措置)

第 33 条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

- 2 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、調査を進めなければならない。

(年齢の確認)

第 34 条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第 35 条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 少年の性格、行状、経歴及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校、職場及び交友の関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立ち直りに協力することができるかと認められるボランティアの有無

- 2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、おおむね前各号に掲げる事項について調査するものとし、事件の真相を明らかにするように努めるものとする。その際には、家庭裁判所、児童相談所等の関係機関との連携のほか、当該少年、保護者又は関係者のプライバシーに配慮しつつ進めるものとする。

(捜査又は調査上の留意事項)

第 36 条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置をとるべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立ち直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。

- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査又は調査は、迅速に行うこと。

(発表上の留意事項)

第 37 条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

- 2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表し、又は当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）については、この限りでない。
- 3 触法少年事件については、その性質上、新聞その他の報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。発表する場合においては、前項本文の規定を準用する。

(選別及び処遇意見の決定)

第 38 条 署長は、非行少年について、関係機関への送致又は通告の措置をとるべきか、犯罪少年事件の送致を通常の送致又は簡易送致（犯罪捜査規範第 214 条の規定による送致をいう。以下同じ。）のいずれかによるべきか、送致又は通告の措置をとる場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 非行少年について関係機関への送致（簡易送致を除く。）又は通告の措置をとる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。
- 3 前 2 項の規定による選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第 3 号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の原因及び動機
- (3) 非行少年の再非行のおそれ
- (4) 非行少年の保護者の実情、当該少年の非行の防止及び立ち直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体及び少年警察ボランティアの意見等

- 4 通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく犯罪の原因及び動機、犯罪少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関しての留意事項)

第 39 条 非行少年を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年につい

て、将来における非行のおそれ大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるよう、送致先又は通告先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

(事後措置)

第40条 捜査又は調査の結果、非行少年と認定するに至らなかった少年又は触法少年若しくは低年齢少年たるが犯少年であって送致又は通告をするに至らなかったものについては、必要に応じて捜査又は調査の結果を少年の保護者等に連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件捜査の基本)

第41条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

2 捜査に当たっては、少年の特性を考慮して、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第42条 捜査のため、少年の被疑者（以下この条（第5項を除く。））、次条（第3項を除く。））、第44条、第46条及び第49条において「少年」という。））、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（犯罪捜査規範別記様式第7号の呼出状をいう。）の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

(1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

(2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

(3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

(4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

(5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力と信頼を得られるよう努めること。

4 第1項の場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 5 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、第1項から第3項までに掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 6 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が呼出しの原因となった少年の非行に関して警察から呼出しを受けたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。
- 7 少年その他の関係者に対して任意出頭を求める場合には、呼出簿（犯罪捜査規範別記様式第8号の呼出簿をいう。）に所要事項を確実に記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

（取調べ上の留意事項）

第43条 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、前条第2項ただし書に規定する事由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 取調べに当たっては、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。
 - (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせること。
 - (4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するように努めること。
 - (6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。
- 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

（強制措置等の制限）

第44条 少年については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 留置する場合には、少年法第 49 条第 1 項及び第 3 項の規定により、20 歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第 20 条第 1 項又は第 62 条第 1 項の規定による検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者については、この限りでない。

(3) 留置したときは、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(観護措置中又は少年院収容中の少年の取扱い)

第 45 条 観護措置中の少年に対する取調べは、できる限り少年鑑別所又は拘置所（代用刑事施設たる留置施設を除く。）において行うものとする。

2 観護措置中又は少年院収容中の少年に対する余罪、共犯関係等の取調べの必要がある場合であっても、できる限り逮捕を避け、裁判官の承認又は少年院院長の許可を得て取調べを行うものとする。

3 前項の裁判官の承認は、取調べ許可申請書（様式第 6 号）を提出して行うものとする。（指掌紋の採取等）

第 46 条 少年についての指紋又は掌紋の採取及び写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配意するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第 47 条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年として関係機関に送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等を呼び出す等被害者等の心情に反する措置をとることを避けるものとする。当該少年を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前 2 項の規定の例によるものとする。

(少年の所持する物件の措置)

第 48 条 犯罪少年事件の捜査に当たり、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件について少年がこれを所持していると認めたときは、法令

の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者に預けさせ、当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、受領書（様式第7号）を徴する等物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

（余罪の捜査）

第49条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するものとする。また、余罪の捜査は、迅速的確に行わなければならない。

第3節 触法調査

（触法調査の基本）

第50条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解を持って当たり、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮しなければならない。

（触法調査を行うことができる警察職員）

第51条 警察職員の職務等に関する規則第1条の規定により、触法調査を行うことができる警察職員として本部長が指定する者（以下「指定職員」という。）は、少年警察補導員のうち、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者とする。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 指定職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、触法少年事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができるものとする。

（調査指揮）

第52条 触法調査の指揮については、犯罪捜査規範第16条から第19条（事件指揮簿に関する部分を除く。）までの規定を準用する。この場合において、第16条及び第18条中「捜査の合理的な」とあるのは「触法調査の合理的な」と、第16条、第18条及び第19条第1項中「犯罪の捜査」とあるのは「触法調査」と、第16条中「捜査態勢」とあるのは「調査態勢」と、第17条の見出し中「捜査担当部課長」とあるのは「調査担当部課長等」と、同条中「刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長」とあるのは「触法調査を担当する部課長等」と、「犯罪の捜査の」とあるのは

は「触法調査の」と、第 19 条の見出し中「捜査指揮」とあるのは「調査指揮」と読み替えるものとする。

- 2 触法少年事件については、少年事件処理簿（警察庁様式訓令別記様式第 44 号の少年事件処理簿をいう。以下同じ。）を作成し、触法調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

（調査主任官）

第 53 条 署長は、個々の触法調査に対し、調査主任官指名簿（様式第 8 号）により調査主任官を指名するものとする。

- 2 調査主任官は、前条第 1 項の規定により読み替えて準用する犯罪捜査規範第 16 条から第 19 条（事件指揮簿に関する部分を除く。）までの規定により指揮を受け、当該触法調査につき、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。
- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
- (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他関係機関との連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、署長から特に命じられた事項

- 3 署長は、第 1 項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、前項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

- 4 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来たすことのないようにしなければならない。

（付添人の選任）

第 54 条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下次条（第 5 項を除く。）、第 56 条（第 4 項を除く。）、第 58 条、第 62 条及び第 65 条（各号列記以外の部分に限る。）から第 67 条までにおいて「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第 6 条の 3 に規定する付添人（以下「付添人」という。）に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関、団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- 2 付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理

した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第 55 条 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状（警察庁様式訓令様式第 39 号の呼出状をいう。第 71 条において同じ。）の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

2 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれ著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれ著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。

(1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。

(3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

(4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

(5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

(6) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

4 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿（警察庁様式訓令別記様式第 40 号の呼出簿をいう。以下同じ。）に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

5 被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、第 1 項から第 3 項までの事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

6 少年の保護者等を呼び出す場合においては、第 42 条第 6 項の規定に準じて取り扱うこと。

(質問上の留意事項)

第 56 条 少年の質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、前条第 2 項ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 3 少年への質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならないこと。
 - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。
 - (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
 - (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 4 被害者その他の参考人として少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、質問に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第 57 条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等の制限)

第 58 条 触法調査においては、できる限り強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

(令状の請求)

第 59 条 触法調査に係る捜索、差押え、記録命令付差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、刑事訴訟法第 199 条第 2 項の規定に基づき公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官がこれを請求す

るものとする。ただし、やむを得ないときは、他の司法警察員たる警察官が請求しても差し支えない。

- 2 前項の令状を請求したときは、令状請求簿（警察庁様式訓令別記様式第 45 号の令状請求簿をいう。）により、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

（強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置）

第 60 条 逮捕した少年の行為が 14 歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により、身柄を釈放する場合においては、逮捕手續書及び弁解録取書を作成し、逮捕手續の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合においては、逮捕手續書に、既に釈放した旨を記載するものとする。
- 3 捜査としての搜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手續を開始しなければならない。この場合において、当該証拠品が電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体であって、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、差押えを受けた者に対し、直ちに当該記録媒体の交付又は当該電磁的記録の複写の手續を開始しなければならない。
- 4 被疑者の年齢が判明しなかったため既にその事件について逮捕、搜索、差押え等の令状の発付を得ている場合において、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。
- 5 前 2 項の場合において、触法調査のための搜索、差押え等の令状の発付を得る必要があるときは、改めて当該令状を請求し、発付を得るものとする。

（押収物の還付等の取扱い）

第 61 条 触法調査に係る押収物の還付、交付又は複写を受けるべき者の所在が不明な場合は、公告等により、当該押収物の還付、交付又は複写を受けるべき者への返還に努めるものとする。

- 2 前項の規定により公告等を行った結果、押収物（電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体を除く。この項について同じ。）の被害者その他の権利者が判明しないときは、当該押収物を静岡県に帰属する手續をとらなければならない。
- 3 公告等及び静岡県に帰属する手續は、別に定める。

（触法少年に係る事件の送致又は通告）

第 62 条 触法調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号に定める手續をとるものとする。

- (1) 当該少年が、少年法第 6 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当するとき。 触法少年事件送致書（警察庁様式訓令別記様式第 32 号の触法少年事件送致書をいう。）

を作成し、これに身上調査表（警察庁様式訓令別記様式第 46 号の身上調査表をいう。以下同じ。）その他の関係書類を添付して児童相談所長に送致すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるとき。児童通告書（警察庁様式訓令別記様式第 37 号の児童通告書をいう。以下同じ。）により児童相談所に通告するほか、警察職員の職務等に関する規則別記様式の調査概要結果通知書により児童相談所に通知すること。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、電話又は口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（警察庁様式訓令別記様式第 37 号の 2 の児童通告通知書をいう。以下同じ。）を事後に送付することとしても差し支えない。

2 前項の手続をとるに当たっては、署長の指揮を受けて行わなければならない。

3 少年の申述書（警察庁様式訓令別記様式第 3 号の申述書をいう。以下同じ。）その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

（関連事件の送致）

第 63 条 複数の触法少年事件が関連する場合において、これらをともに児童相談所長に送致するときは、各別の記録とすることを要しないものとする。

（共通証拠物の取扱い）

第 64 条 触法少年事件が 20 歳以上の者又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致し、又は送付する場合において、共通証拠物があるときは、20 歳以上の者又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年事件について児童福祉法第 27 条第 1 項第 4 号の措置がとられた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

（少年の一時保護に係る留意事項）

第 65 条 児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵を掛ける場合は、保護した少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。ただし、留置施設の部屋を使用してはならない。

(2) 保護した少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、当該少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第 12 条

第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りでない。

(審判に必要な物件等の措置)

第66条 触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件については、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができる。

2 少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を、他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができる。

(所持させることが不適当な物件の措置)

第67条 前条のほか、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件について少年がこれを所持していると認めたときの措置については、第48条の規定に準じて措置するものとする。

(指導教養)

第68条 人身安全少年課長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第69条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者を発見した場合には、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、当該少年に係る事件の調査に当たるものとする。

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

3 指定職員は、調査主任官その他の上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

4 本部長は、指定職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該指定職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行う。

(調査主任官等)

第70条 署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査に対し、調査主任官指名簿(様式第9号)により調査主任官を指名するものとする。

2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

- 3 ぐ犯少年事件については、少年事件処理簿を作成し、ぐ犯調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(ぐ犯調査のための呼出し及び質問)

第 71 条 ぐ犯調査のため、ぐ犯少年と認められる者（以下この条及び第 74 条（第 2 項に限る。）から第 76 条までにおいて「少年」という。）、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。この場合において、少年又は重要な参考人の呼出しについては、署長に報告して、その指揮を受けなければならない。

- 2 少年を呼び出して、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、少年が虐待を受けるおそれ著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれ著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

- 3 少年を呼び出し、質問する場合においては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意し、第 42 条第 3 項各号及び第 43 条第 2 項各号に掲げる事項に留意すること。この場合において、第 43 条第 2 項の規定中「取調べ」とあるのは「質問」と読み替えるものとする。

- 4 少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力及び信頼を得られるよう努めるものとする。

- 5 少年、保護者又は参考人を呼び出す場合には、呼出簿に所要事項を記載して、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

- 6 少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第 72 条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情及び早期の立ち直りに配慮しなければならない。

- 2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（以下この項及び次項において「少年」という。）を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

- 3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その

他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

(ぐ犯少年に係る事件の送致又は通告)

第 73 条 ぐ犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号に定める手続をとるものとする。

(1) 取扱いの際、当該少年が 14 歳以上 18 歳未満であって、その者を家庭裁判所の審判に付することが適切と認められるとき。 ぐ犯少年事件送致書（警察庁様式訓令別記様式第 33 号のぐ犯少年事件送致書をいう。）を作成し、これに身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

(2) 取扱いの際、当該少年が 14 歳以上 18 歳未満であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置に委ねるのが相当であると認められるとき。 児童通告書により児童相談所に通告すること。

(3) 取扱いの際、当該少年が低年齢少年であって、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるとき。 児童通告書により児童相談所に通告すること。

2 前項第 2 号又は第 3 号の場合において、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがないときは、電話又は口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

3 前 2 項の規定による手続をとるに当たっては、署長の指揮を受けて行わなければならない。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第 74 条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2 少年に対して少年法第 13 条第 2 項の規定により同行状を執行した場合において、署にとどめ置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第 65 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第 75 条 児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合においては、第 65 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(所持物件の措置)

第 76 条 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件について少年がこれを所持していると認めたときの措置については、第 48 条の規定に準じて措置するものとする。この場合において、少年以外の者が当該物件を所持しているとき

は、任意差出書（様式第 10 号）とともにその物件の提出を求めるものとし、当該物件の提出を受け又は一時預かった警察官は、預り書（様式第 11 号）を作成するものとする。

（指導教養）

第 77 条 人身安全少年課長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を行うものとする。

第 5 節 不良行為少年の補導

（不良行為少年を発見した場合の措置）

第 78 条 職員は、不良行為少年を発見した場合において、活動規則第 14 条第 1 項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、人身安全少年課長が別に定める要領により、速やかに少年補導票の作成に必要な事務を処理するものとする。

（呼出し及び面接上の留意事項）

第 79 条 不良行為少年に係る呼出し及び面接する場合の留意事項については、第 55 条及び第 56 条の規定に準じて実施するものとする。

第 4 章 少年の保護のための活動

第 1 節 被害少年に係る活動

（被害少年に対する支援）

第 80 条 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

（被害少年に対する継続的な支援）

第 81 条 人身安全少年課長は、前条に定めるもののほか、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認めるときは、保護者の同意（当該被害少年が特定少年である場合にあっては、本人の同意）を得た上で、生活安全部長が別に定める要領により、少年警察補導員等にカウンセリング、関係者への助言その他の継続的な支援を実施させるものとする。

2 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、被害少年カウンセリングアドバイザーその他臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 第 24 条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

（発表上の留意事項）

第 82 条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第 2 節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第 83 条 福祉犯（児童買春に係る犯罪、児童に対し、その心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）事件を認知した場合には、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

2 人身安全少年課長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査をする事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第 84 条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第 80 条及び第 81 条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

2 人身安全少年課長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置をとるものとする。

第 3 節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(要保護少年の通告等)

第 85 条 18 歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき、又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は電話若しくは口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、電話又は口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 前項に規定する通告を必要としない要保護少年については、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

(要保護少年の一時保護)

第 86 条 児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においては、第 65 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の措置等)

第 87 条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は電話若しくは口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、電話又は口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

- 3 前項に規定する通告は、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童を早期に保護するため、幅広く行うものとする。
- 4 児童虐待の防止等に関する法律第 10 条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。
(児童虐待を受けたと思われる児童に対する支援等)

第 88 条 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、厳正な捜査並びに被害児童等の心情及び特性に配慮した聴取、当該児童虐待を受けたと思われる児童の精神的被害の回復のためカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置をとるものとする。
(児童虐待を受けたと思われる児童の一時保護)

第 89 条 児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においては、第 65 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

第 5 章 記録

(少年事件処理簿)

第 90 条 少年警察部門に、少年事件処理簿を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を明らかにしておかなければならない。この場合において、特に第 8 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- 2 犯罪少年の事件に係る記録については、犯罪捜査規範第 201 条の定めるところによる。

(少年事案処理簿)

第 91 条 少年警察部門に、少年事案処理簿（様式第 13 号）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第 8 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(少年カード)

第 92 条 送致又は通告の措置をとった非行少年（交通法令違反等（静岡県暴走族等の根絶に関する条例に規定する罪を除く。）に係る事件に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード（様式第 14 号）を作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する署（以下「居住地署」という。）において保管するものとする。

- 2 居住地署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。

- 3 前項の場合において、居住地署が他の都道府県警察の署であるときは、人身安全少年課を通じて送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
(既存訓令の廃止)
- 2 少年警察活動に関する訓令（平成 9 年県本部訓令第 11 号）は、廃止する。

附 則(平成 15 年 11 月 13 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 16 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 30 日県本部訓令第 34 号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日県本部訓令第 25 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 29 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 20 年 1 月 29 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日県本部訓令第 35 号)

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 18 日県本部訓令第 58 号)

この訓令は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 13 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 26 日県本部訓令第 30 号)

この訓令は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 14 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 26 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 20 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 25 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 16 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 9 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附 則(平成 28 年 1 月 15 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 4 日県本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 28 年 10 月 4 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 25 日県本部訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(令和 2 年 7 月 3 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 15 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(令和5年9月8日県本部訓令第46号)

この訓令は、令和5年9月8日から施行する。

附 則(令和6年3月27日県本部訓令第9号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。